

仕 様 書

1 業務の名称

令和 6 年度 廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務

2 目的

本業は、廿日市市が広島ガス(株)と設立に向けて協議を進めている自治体新電力会社について、会社設立に向けた検討に関する支援を行うこと、また、自治体新電力会社が得る利益により地域再エネ事業^{*1}を展開し、地域に自立的・持続的に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入するとともに地域の課題を解決していくための事業スキーム、運営体制構築に向けた基本方針を検討することを目的とする。

市が目指す自治体新電力会社の役割や事業性、地域再エネ事業の目的やその実施により見込まれる効果（エネルギー収支、地域経済循環に及ぼす影響）等を整理し、検討を進めるものとする。

※ 地域再エネ事業：地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業（環境省の令和 5 年度（補正予算） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の交付規程より引用）

3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 2 1 日（金）まで（予定）

4 業務の概要

以下に掲げる業務を実施することとする。

なお、ここに掲げたものは、検討に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の提案により業務内容について調整を行うこととする。

(1) 自治体新電力会社の設立に関する支援

会社の設立や主要な事業となる電気小売事業については、連携先である広島ガス(株)を中心に検討を進めるが、専門的な観点からアドバイスなどの支援を行うすることとする。

(2) 地域再エネ事業の実施にあたって、供給可能な再エネを把握するための調査・検討

供給可能な再生可能エネルギーの把握

令和 5 年度に策定した廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容等も踏まえて、自治体新電力会社が導入を見込める市内の再エネについて整理する。

- (3) 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、環境への適正な配慮及び地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討

ア 廿日市市の現状と課題の抽出

- ・データの収集・整理
- ・関係者へのヒアリング調査（商工会議所/事業者等）
- ・自治体新電力会社の電気小売事業関係の検討状況（広島ガス(株)が実施予定）の把握

イ 自治体新電力会社に関する他事例の収集

- ・他事例の収集（自治体新電力会社の動向、地域再エネ事業）

ウ ア、イを踏まえた地域再エネ事業の検討

- ・廿日市市の特性や地域課題を踏まえた事業モデルの検討

（ア）太陽光発電を中心とした再エネ電源の拡大モデル

【例】電力の地産地消と普及など

（イ）再エネの拡大及び省エネの推進と地域課題の同時解決

【例】再エネ・省エネに加え地域雇用増等による地域経済の循環、市民生活の充実など

- ・事業の実施により見込まれるエネルギー収支の改善や地域経済へ循環に及ぼす効果の整理

エ 検討結果を踏まえた事業を推進するための実施・運営体制の構築

- ・継続的な官民連携および確実に地域に利益を循環させるための仕組の構築の提案
- ・再エネ事業に係る知識やノウハウが蓄積され、内発的な発展につながる事業実施体制の検討
- ・民間からの提案を幅広く集めて整理し、各事業のステークホルダーそれぞれが、責任を持って取組めるようにする仕組づくり

(4) 議会用の説明資料の作成

- ・自治体新電力会社の設立に関する説明を12月議会に予定していることから、そのための庁内調整用（10月中旬頃～を想定）も含む説明資料を作成する。
- ・説明資料は、自治体新電力会社全般の内容を想定していることから、広島ガス(株)が中心に検討を進める会社設立・電気小売事業の事業性を含む内容とする。

※ 留意事項

- ・自治体新電力会社は2025年4月頃の設立を、電力の小売り事業は2026年度から、再エネ事業は2027年度から開始する事を目指している。
- ・広島ガス(株)とは、自治体新電力会社の設立に向けて定例会（月1開催）を開催している。

5 資料の貸与

市が所有している資料で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

6 成果品

本業務における主な成果品は次のとおりとし、詳細は市と受託者が協議の上決定する。なお、原則、電子データ（編集可能な形式（Word・Excel 等）と PDF 形式）と紙媒体の両方を提出すること。

(1) 業務報告書

本業による検討結果を踏まえた、自治体新電力会社が目指す姿やその事業性、地域再エネ事業を展開する目的、事業の実施により見込まれる効果（エネルギー収支、地域経済循環に及ぼす影響）、実行するための事業スキーム・運営体制など、広島ガス(株)側の検討結果も含め整理した報告書を取りまとめる。

(2) 概要版

(1)の内容をイラストなどを交えて分かりやすく整理した概要版を作成する。

立ち上げ当初～目指す最終形が分かるように整理すること。

(3) 議会等での説明資料の作成

1 2 月議会での説明用資料（そのための庁内調整用（10月中旬頃）資料も含む）の作成

7 留意事項

(1) 権利事項

本業務により得られた全ての成果品の所有権、著作権及び利用権は市に帰属する。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 業務遂行に関する事項

ア 受託者は、関係法令、契約書及び仕様書を遵守するとともに、市の指示に従って誠実に業務を遂行すること。

イ 本業務を円滑に遂行するため、市と受託者は協議を緊密に行うとともに、受託者は本業務の内容に不明な点が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

ウ 受託者は、本業務に関し適正な人員を配置するとともに、専任の担当者を1名以上置くものとし、受託業務全般の進行管理及び上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。

(5) 再委託に関する事項

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し承諾を得た場合は、この限りではない。